

収蔵資料展

古文書からみる

羽黒山の

神仏分離

いでは文化記念館



庚午十月
酒田縣
廳



侯也

願之通聞

復飾改名

花蔵院事
花岡史記

2019年 11月30日[土] ▶ 2020年 4月13日[月]

会場：山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南72 いでは文化記念館
 開館時間：9:30~16:00 (12月~3月) / 9:00~16:30 (4月~11月)
 休館日：毎週火曜日、年末年始 [2019.12.29(日)~2020.1.3(金)]
 入館料：大人400円 高校・大学生300円 小・中学生200円
 アクセス：鶴岡駅前2番乗り場より路線バス羽黒山頂行きで約40分、
 「いでは文化記念館前」バス停より徒歩約1分。
 山形自動車道「庄内あさひIC」から車で40分。



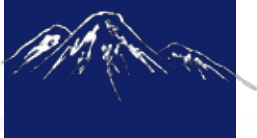
上から
 「三山総絵図」部分 明治12年 (1879)
 「出羽三山神社 秋の峰入り」(ジオラマ)
 「復飾改名の許可書」明治3年 (1870)



いでは文化記念館

〒997-0211 山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南72
 Tel.0235-62-4727(代) Fax.0235-62-4729
 E-mail: haguokanko@bz04.plala.or.jp

古文書からみる 羽黒山の神仏分離



慶応3年（1867年）、徳川幕府第15代将軍・徳川慶喜が天皇に大政奉還したことを受け、朝廷は王政復古を宣言しました。これにより倒幕派の薩摩藩や長州藩が中心となり、明治新政府が成立しました。

新政府は、日本国の存在の根拠を天皇（神）に依ろうとする尊皇思想に基づき、天皇を中心とした新しい国家体制を築くことを目指しました。

その一環として、神仏習合の慣習を禁止し、神道と仏教、神と仏、神社と寺院とをはっきり区別させる「神仏分離」が断行されました。

もともと神仏分離令は仏教排斥を意図したものではありませんでしたが、これをきっかけに全国各地で廃仏毀釈運動（廃仏運動）が起こります。

神仏習合のお山であった出羽三山もその例にもれず、明治2（1869）年に神仏判然令が伝えられると、羽黒修験の総本山である羽黒山寂光寺は出羽神社と改められました（現在の出羽三山神社）。

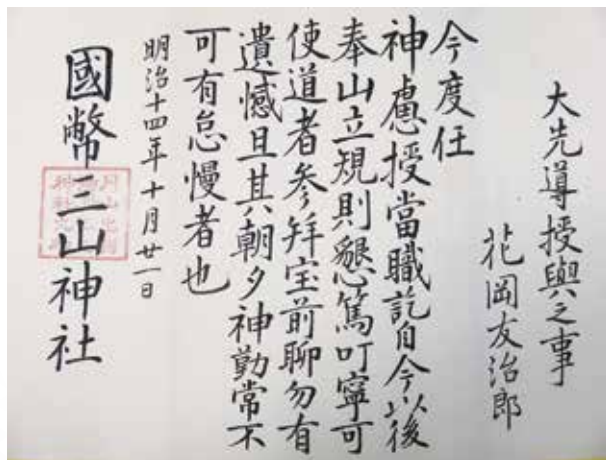
神仏習合の廃止、神体に仏像の使用禁止、神社から仏教的要素の払拭というコンセプトから、仏像・仏具の破壊、経文を焼く、寺院の廃合、僧侶の神職への転向などを急激に実施したため、お山は大混乱となりました。神道化していった羽黒山でも、手向の300余りの宿坊のうち、正善院と金剛樹院は仏教寺院として残りましたが、羽黒山の聖地は神社と寺の双方に分けられ、羽黒修験の「秋の峰」も神道側と仏教側それぞれで実施されることになりました。

今回の企画展では、民俗学者の戸川安章氏から当館に寄贈された資料の中から、出羽三山の神仏分離を物語る貴重な資料の数々を展示いたします。

明治維新・神仏分離から150年が過ぎ、羽黒修験はどう変わっていったのでしょうか。当時の資料から探っていきたいと思います。

主な展示品

「免許状（紫紋白結袈裟之事）」	慶応3年（1867）
「度牒（新得度者）」	慶応3年（1867）
「復飾改名の許可書」	明治3年（1870）
「比叡山よりの書状」	明治7年（1874）
「はいしき」	明治8年（1875）
「三山総絵図」	明治12年（1879）
「補任状（大祝部補任之事）」	明治14年（1881）
「授与状（大先導授与之事）」	明治14年（1881）
「三山案内絵図」	明治21年（1886）
「祝詞」	明治36年（1903）



授与状（大先導授与之事） 明治14年（1881）
国幣三山神社から花岡友治郎へ。

ミュージアムイベント

2020年3月21日（土） 13:30～15:00

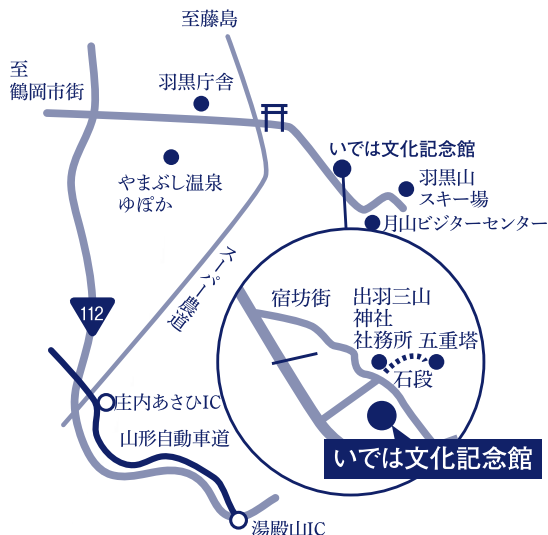
歴史講座 『古文書からみる羽黒山の神仏分離』

講師：後藤 昶 司 宗教学者、出羽三山山岳宗教研究所主幹
「出羽三山の神仏分離」（岩田書院）著者

場所：いでは文化記念館レクチャールーム

受講料：無 料（別途入館料がかかります）

申込み先：0235-62-4727 まで



いでは文化記念館

〒997-0211 山形県鶴岡市羽黒町手向字院主南72
Tel.0235-62-4727(代) Fax.0235-62-4729
E-mail: hagurokanko@bz04.plala.or.jp